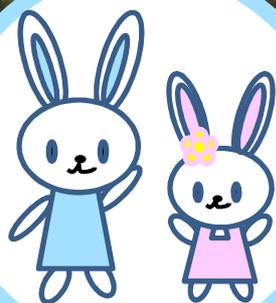


農業・畜産業における 労働安全衛生関係法令のポイント

～安心して働ける職場環境を作ろう～

日々のお仕事ご苦労様です。
農業・畜産業に従事する方々
に向けた、労働安全衛生関係法令
のポイントをご説明いたします！
是非ご活用ください！



釧路労働基準監督署

〒085-8510 釧路市柏木2-12
TEL (0154) 45-7836
FAX (0154) 41-3250

機械のはさまれ・巻き込まれ

【ここをチェック】

収穫・選別作業等で機械のコンベアや選別ローラー部に手指が巻き込まれる災害が多発しています。

原動機、回転軸、歯車、プーリーベルト等で挟まれたり巻き込まれたりして、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設けてください。 労働安全衛生規則第101条

また、上記のような安全装置は取り外されたりしないように点検整備を定期的に行ってください。 労働安全衛生規則第28条

茎葉や異物などを取り除くときは必ず機械を止めて、点検・調整等を行い、詰まりを解消させてください。なお、機械を止めた場合は、「機械調整中」等の表示板を取り付ける等して他の労働者が機械を動かさないような措置を講じてください。 労働安全衛生規則第107条



ポテトハーベスタ(ポテトデガー)を稼働中に、ローラー部分に絡まった草を取り除こうとしたところ、左腕を巻き込まれたもの。

オニオンハーベスターに乗って、スクリーン上に詰まった玉ねぎを取り除こうとしたところ、右手が巻き込まれて被災したもの。(右手親指を切断)



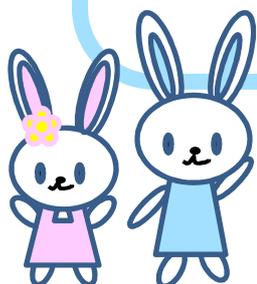
重機の適正な運用について

トラクター・ショベルでの災害多発！！

【ここをチェック】

トラクター・ショベル等の車両系建設機械等を運転する場合は、技能講習等を修了した者でなければ運転することができません。運転が必要な場合は、適正な資格を取得しましょう。

労働安全衛生法第61条・労働安全衛生法施行令第20条



チェックしてね！

災害事例！

無資格運転による災害事例

1. 被災者は、牧場内バーク保管庫において、トラクター・ショベル（ホイール式）によるバークの整理作業中、建物の外にあふれ出ていたバークをトラクター・ショベルで中に押し込んでいたところ、バークの山にトラクター・ショベルの片輪が乗り上がり、トラクター・ショベルは横転、体を強打し負傷した。
2. 被災者は、牧場内において、豚の餌を餌箱に投入作業中、別の作業者が操作するトラクター・ショベルに吊るしている500kgの餌袋（20～30cm）を下ろそうとしたところ、トラクター・ショベル付近にいた被災者の頭部に激突し負傷した。

このように、正しい運転知識がないまま作業をすると、大きな災害に繋がります。
不幸な労働災害を無くすため、技能講習等を受けましょう。

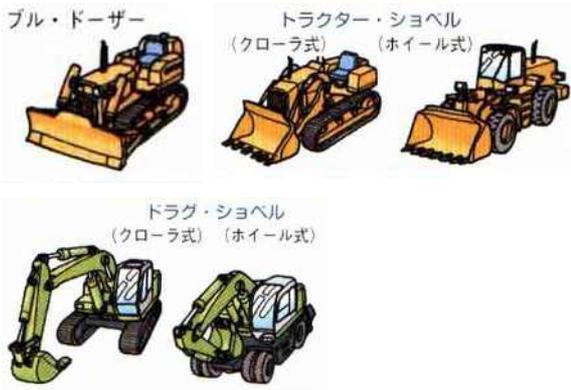




適正な資格とは



車両系建設機械(例)



資格要件

機体重量

3 t 以上・・・**技能講習修了者**

労働安全衛生法施行令第20条

3 t 未満・・・**特別教育修了者**

労働安全衛生規則第36条

車両系荷役運搬機械(例)



資格要件

最大荷重(最大積載量)

1 t 以上・・・**技能講習修了者**

労働安全衛生法施行令第20条

1 t 未満・・・**特別教育修了者**

労働安全衛生規則第36条

移動式クレーン(例)



資格要件

つり上げ荷重

5 t 以上・・・**免許** (移動式クレーン運転士)

労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1 t 以上5 t 未満・・・**技能講習修了者**

労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条

1 t 未満・・・**特別教育修了者**

労働安全衛生規則第36条・クレーン則第67条

これらの機械は、道路を走行する免許(大型特殊免許等)だけでは作業できません。使用する際は、作業用の資格を取得してください。

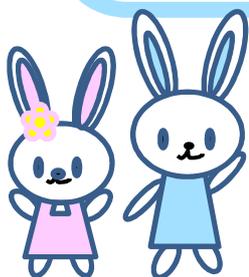
重機の用途外使用の禁止

重機の用途外使用での災害多発！！

【ここをチェック】

車両系建設機械や車両系荷役運搬機械を使用して「荷をつり上げる」、「労働者を昇降させる」などの主たる用途以外で使用することは法令違反となります。また、運転席以外に人を乗せたりすることも、法令違反となります。

労働安全衛生規則第151条の13・14、同則第162・164条、クレーン等安全規則第72条



チェックしてね！

災害事例！

用途外使用による災害事例

1. 被災者は、牧場内堆肥小屋において、風除け用のコンパネを貼る作業をするため、トラクター・ショベルのバケット部分に乗り作業していたところ、バランスを崩し地面に墜落し負傷した。
2. 被災者は、牧場内において、トラクター・ショベルのバケット部分で杭打ち作業中、別の作業者がトラクター・ショベルを操作し、被災者が杭を支えていたところ、バケット部分が外れ落下し、それが被災者に激突し負傷した。



間違った使用方法是、大きな災害に繋がります。
正しい使用方法を確認して、安全・安心な職場環境を作ってください。
また法令違反は、処罰の対象となる場合もあります。

用途外使用の対策について

効果的な対策とは・・・

作業計画書を作成する

労働安全衛生規則第151条の3、同則第155条
クレーン等安全規則第66条の2

活用してね！



【作業計画例】

車両系建設機械の 作業計画を作りました

記入例

作成日	平成 ○年 ○月 ○日	作業期間	○月 ○日 ~ ○月 ○日
作業方法・内容 (具体的、簡潔に)	牛ふんの運搬作業		
安全対策	トラクターショベルの作業についてはバリケードの設置、および牛舎扉へ立入禁止の表示を行い、トラクターショベル以外、立入禁止とする。		

①使用する機械はどれですか。(該当する機械に丸印)

整地・運搬・積み込み用機械			
機械	ブルドーザー	トラクターショベル (クローラ式)	トラクターショベル (ホイール式)
能力	PS	m ³	1.5 m ³
機体重量	トン	トン	8 トン
運転資格者			〇〇 一部

掘削用機械			
機械	ドラグ・ショベル (クローラ式)	ドラグ・ショベル (ホイール式)	
能力	m ³	m ³	
機体重量	トン	トン	
運転資格者			

※注1 運転資格について「車両系建設機械運転技能講習」が必要です。
(機体重量が3トン未満の場合は「特別教育」でも可。)

※注2 クレーン仕様のドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、別途「移動式クレーン」の作業計画、および移動式クレーンの運転資格等が必要です。

②機械の転倒又は転落するおそれがありますか。〔有・無〕

③上記②で有の場合、どのような転落等の防止措置を行いますか。
(例)運行経路の路肩にトラロープを設置して近付きすぎないようにする、十分な幅員を確保する、誘導者を配置してその誘導に従う等

④機械の運行経路や作業半径内等に、作業者が立ち入ることはありますか。〔有・無〕

⑤上記④で有の場合、どのような接触防止措置を行いますか。
(例)安全通路を設置する、バリケードを設置する、機械作業と手作業を時間差とする等
牛舎内でトラクターショベル作業をする場合はバリケードの設置、および牛舎北扉を閉めて、各バリケードおよび各牛舎北扉の外側に「トラクターショベル以外立入禁止」の表示をする。

作業場所及び作業範囲と運行経路 (計画打合せ時に記載内容をチェックする)

(例) 機械位置・立入禁止区域・立入禁止措置・安全通路・移動する場合の運行経路など
※平面作図を基本とする。

・当作業計画書に従って作業します。〈 ○月 ○日〉
(署名) 〇〇 一部 〇〇二部 〇〇花子



このような作業計画を作成することで、どのような危険が潜んでいるかを再確認することが出来、用途外使用や接触災害の防止に役立ちます。

また、その危険に関する情報を作業員全員で共有することができるようになるので、より効果的・具体的な災害防止措置を行うことができます。

重機の点検について

【ここをチェック】

車両系建設機械や車両系荷役運搬機械は、1年以内に1回年次自主検査を、1月以内に1回月次自主検査を実施してください。また、作業開始前に作業前点検を実施してください。

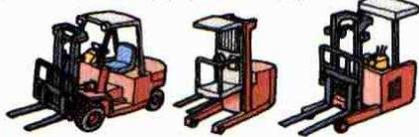
なお、**車両系建設機械**と**フォークリフト**の年次自主検査は**特定自主検査**といい、資格のある検査者または登録検査業者のみ検査が実施できることとなっています。

車検を受けているだけでは自主検査にはならないことに留意してください。

労働安全衛生規則第151条の21～25、同則第167条～170条など

対象機械の例	関係条文	年次	月例	作業開始前
車両系建設機械 (ドラグショベル、ブルドーザー、トラクターショベルなど)	安衛則 第167条～第170条	特定自主検査		
フォークリフト	安衛則 第151条の21～25	特定自主検査		
ショベルローダー フォークローダー	安衛則 第151条の31～34			
移動式クレーン	クレーン則 第76条～79条			

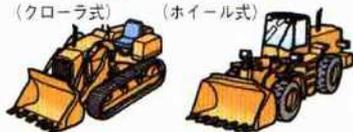
●フォークリフト
(カウンターバランス式) (ピッキング式) (リーチ式)



ドラグ・ショベル
(クローラ式) (ホイール式)



トラクター・ショベル
(クローラ式) (ホイール式)



移動式クレーン



安全衛生教育の実施

安全衛生教育について

農業や酪農では、農業機械や農薬を利用するなど、危険が伴う作業が多くあります。労働者を雇った場合や作業内容を変更した場合は、使用者はその業務に関する安全や衛生のための教育を労働者に行ってください。

教育すべき内容は以下のとおりです。

労働安全衛生規則第35条

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
3. 作業手順に関すること。
4. 作業開始時の点検に関すること。
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
8. そのほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

1～4は該当する作業がない場合は省略できます。



労働災害の発生傾向を見ると、業務に対する知識・経験の不足のために起きているものが大きな割合を占めています。安全衛生教育は労働災害防止の基本なので、必ず実施して下さい。

KYの取り組み

作業の前に・・・KYの実施を!

KYとは?

職場に含む**危険 (Kiken)** を作業状況のイラストシートを使用したり、実際に作業したりしながら、集団で話し合い災害防止を事前に**予知 (Yochi)** する活動です。

KYの進め方

作業の危険性についてグループ（5名程度）で意見を出しあう。

出揃った意見について、2つから3つに絞る。リーダーがメンバーそれぞれに自分ならどう行動するか（危険性への対策）を聞く。

の意見を参考にグループ目標を立てる。

KYの意義

1. 安全を確認するための手法
2. 危険情報を潜在意識に叩き込む
3. 危険のポイントを顕在化



災害防止のために職場の人たちがホッペで話し合うことは非常に重要です！
明るく前向きに取り組んでください！

その他安全衛生関係

【洗身設備・便所を用意しましょう】

収穫作業等で身体、被服等が著しく汚れる場合は、洗眼、洗身の設備や更衣室等を設けてください。

また、便所については、男性用と女性用を区別し、手洗い設備等も備え付けてください。

労働安全衛生規則第625条、628条

【熱中症注意！】

熱中症については以下の事項に注意してください。

- ・ **暑さを避ける**：帽子や通気性の良い衣服の着用
- ・ **こまめな水分補給**：水分以外にも塩分も補給が必要
- ・ **熱への順化**：体が熱・暑さに慣れるには1週間程度必要

熱中症が疑われる人を見かけたら・・・

涼しい場所へ移動させる（エアコンの効いている室内、日陰）

体を冷やす（衣服をゆるめ、首、脇、足の付け根等を中心に）

水分補給（水分以外にも塩分が重要）

自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐ救急車を！

参考 熱中症の症状と分類

分類	度	度	度	
症状	めまい、筋肉痛・ 筋肉の硬直、大量 の発汗	頭痛・気分の不快・ 吐き気・嘔吐・倦怠 感・虚脱感	意識障害・けいれ ん・手足の運動障 害・高体温	
重症度	小			大

その他安全衛生関係

【健康診断を受診しましょう】

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れる際は、雇入れ時の健康診断及び1年以内に1回、定期健康診断を行ってください。

労働安全衛生規則第43条～44条

【労働災害が発生したら・・・】

事業者は、労働災害が発生し、被災労働者が死亡又は休業したときは、遅滞なく、「**労働者死傷病報告**」を所轄労働基準監督署長に提出してください。

派遣労働者が被災した場合も同様です。

労働安全衛生規則第97条

故意に報告を行わない場合は処罰の対象となります。



労働者死傷病報告(見本)

労働安全衛生法に定めた各種法定様式は、厚生労働省のホームページでもダウンロードすることができます。

安全衛生関係主要様式

検索

クリック

ひと、くらし、
みらいのために



厚生労働省



このパンフレットに関するお問い合わせは



釧路労働基準監督署

TEL (0154)45-7836 まで

令和4年7月改定